

令和5年度平和の礎指定管理者制度運用委員会 議事録

1 日時：令和5年8月15日（火）15:00～17:00

2 場所：沖縄県庁11階第5会議室

3 出席者：11名

(1)平和の礎指定管理者制度運用委員会委員：4名

会長 下地 寛

委員 秋山 道宏

委員 下地 貴子

委員 平良 次子

(2)平和の礎指定管理者：2名

公益財団法人沖縄県平和祈念財団

事務局長 松川 満

主査 仲田 元

(3)事務局職員：5名

子ども生活福祉部女性力・平和推進課 課長 島津 典子

子ども生活福祉部女性力・平和推進課 副参事 大湾 朝貴

子ども生活福祉部女性力・平和推進課 平和推進班長 新垣 耕

子ども生活福祉部女性力・平和推進課 平和推進班 主幹 前原 芳

子ども生活福祉部女性力・平和推進課 平和推進班 主事 比嘉 奎介

4 次第

・開会

・委員自己紹介

・議題

(1)会長の選出について

(2)平和の礎指定管理者制度運用委員会運営要領（案）について

(3)前年度運用委員会における委員からの意見への対応状況報告について

(4)モニタリング実施結果の検証について

・閉会

5 議事要旨

(1)会長の選出について

互選により、下地寛氏が会長となった。

(2)平和の礎指定管理者制度運用委員会運営要領(案)について

事務局より内容説明。事務局案を委員全員が承認し、平和の礎指定管理者制度運用委員会運営要領として決定した。

(3)前年度運用委員会における委員からの意見への対応状況報告について

事務局よりモニタリング実施結果の内容説明。

平良委員：「平和の礎の長寿命化計画」というものがあるが、これは具体的にどのような計画となっているのか。

事務局：令和5年6月で礎建設から28年が経過し、平和の礎の設備や工作物の老朽化が進んでおり、中長期的に修繕費や建て替え費用がかかる見込みとなっている。例として噴水ポンプや刻銘文字のかすれ、板の接着剥がれなどがある。そこで令和4年度、令和2年度に行われた予備調査を踏まえ「施設の健全度調査(各施設の健全度・緊急度)」を行い、10カ年を計画期間とする長寿命化計画を策定したところ。
令和5年度においては、県外刻銘版の不足に対応していきたいと考えている。

秋山委員：確認だが、計画自体は昨年度で既に作成しているということか。

事務局：昨年で作成を行っている。

下地(寛)委員：毎年これをやるというスケジュールが決まっているのか。

事務局：特に緊急性の高い箇所というのが生じているわけではないが、そのまま放置することにより劣化が生じる箇所を優先的に行っていく。毎年追加刻銘を行っており、その中の予算内で重点的に対処しているところ。

下地(貴)委員：定期的に点検を行っているということか。

事務局：日頃より財団においてもチェックを行っていただき、軽微なものは財団の指定管理内で修繕をいただいております、金額のかかる大きなものは県で予算措置をして修繕を進めている。

平良委員：検索機コーナーは活用されているのか、調べたい情報がしっかり出るよう整備されているのか。

事務局：礎施設内に2台、資料館内に1台設置・稼働している。業者委託によりしっかりと稼働できるよう管理を行っており、財団にも見ていただきながら、出力する紙やインクの補充などについても報告を受けて止まらないよう対処しているところである。また、県へ電話にて問い合わせのあった際にも、課内検索機にて対応を行っている。

下地(貴)委員：だんだん刻銘をしていただける方々が高齢化しており、平和の礎を知らない世代になってきている。今後はより県外などへの情報発信・広報が重要となると思うが、県を中心にどのような状況となっているか。

事務局：県では毎年9月頃に各都道府県などへ、追加刻銘の案内をお送りしている。沖縄県出身以外の刻銘者については、各援護担当課を経由することとなっており、12月末〆切となっている。平成15年度に刻銘に関する方針の改定を行っていることから対象者が拡大しており、今年度の追加刻銘に繋がっている。

下地(貴)委員：HPなどでも積極的な情報発信を行っていただき、一般の方々へも刻銘申請ができるということを引き続き周知してほしい。

事務局：引き続き取り組んでまいります。

(4)モニタリング実施結果の検証について

事務局よりモニタリング実施結果の内容説明。

秋山委員：指定管理料の枠が決められているため、直接雇用からシルバーに移行したということだが、最低賃金や物価高騰の中で指定管理料そのものが上がるということはあるのか。現状を踏まえると、上げることの検討も必要だと考えるがどうか。

事務局：現在、指定管理料が横ばいの中で、財団にはやりくりをしていただいている。委員ご指摘の通り最低賃金の上昇等による指定管理料の増額については協議事項となっており、県全体でのほか指定管理との足並み、財政当局との調整を踏まえ進めていく必要があると考えている。またモニタリングシート内記載でもある通り、自助努力だけでは賅いきれない部分があることも受け止めている。

また資料3「基本協定」9ページ「第38条 指定管理料の変更」に記載の通り、指定管理料が不相当となった場合には、県へ変更を申し出ること、また県が協議に応じることが、仕組みとしても定められている。

下地(寛)委員：寄付収入はどのようになっているのか。

指定管理者：礎の指定管理料としてではなく、財団としての受け入れを行っている。そのため、指定管理の仕組みとしては指定管理料のみ。財団の収入として受け入れている。その寄付収入を礎の指定管理に使っているというわけではない。

下地(寛)委員：寄付収入の使途(使い道)はどのようになっているか。決まりなどあるか。

指定管理者：財団は指定管理のみならず、霊域清掃に関する管理運営費、備品購入、ほか公園全体の管理運営に充てている。平和祈念公園全体で考えると平和の礎施設の面積はごく一部であり、「礎」へどれだけの寄付金を使っているかどうかというのは現時点では算出が難しい。

事務局：資料2の13ページ以降「正味財産増減計算書」において、「受取寄付金」が財団全体で運用を行うものとなっている。

指定管理者：管理運営含め、事務局の運営費に充てられていると考えてよい。

秋山委員：自主事業について、記載のものは財団における自主事業と思われるが、指定管理に関連するものなのか、どのように財団内で立案・企画をしているのか。また礎と資料館との連携として、事業の検討などもできないだろうか。

事務局：自主事業については、財団にて自主的な実施をしている。資料館は当課の出先機関にも位置付けられており、要人視察などの際には連携して対応しているところ。また礎と資料館を一緒に見る流れができていたり、資料館学芸員や友の会において解説・講話を行うなど取り組みもなされている。

指定管理者：自主事業について例年開催しているものになるが、コロナによる規模縮小や企画変更をしながら対応してきた。多くの方々に来園いただき、礎など施設も見ていただきたいという思いで取り組んでいる。

ただ、公園全体を使った自主事業はあるが「平和の礎」を使った自主事業というのは仕組みの検討が難しいと考えている。現時点、礎は見ていただくだけでも来訪者にとって精一杯・胸いっぱいであると考えており、そこに加えて資料館との連携というのも想定ができていない。

要人案内の流れで礎と資料館の連携は行っているものの、「平和の礎」という場所を使った行事を財団として考えていいものかという点においても、礎の活用事業は検討が必要。これまでも様々な活用提案が民間団体等からあるが、礎の基本理念、在り方等を踏まえどのような事業ができるのかは県と一緒に検討していくべき。

事務局：秋山委員よりありました「礎と資料館の両活用」については、既に県内学校等でもなされていることですので、引き続き資料館とも情報共有をしながら

ら取り組んでいきたい。また礎を活用したイベント等の開催についても、礎の在り方や来園者等への配慮を踏まえつつ、引き続き財団とともに判断をしていく。

平良委員：多くの方々が様々な思いでいらっしゃる場所なので、平和の礎の理念・在り方をしっかりと持ちつつ、引き続き大事にしてほしいと思う。

平良委員：礎や財団の範囲外になるかもしれないが、摩文仁の丘周辺にて遺骨収集をしている団体より、崖の遺骨がある場所に7メートルくらいのゴミが溜まっているとのこと。機械なども入れる場所でなく、人力でゴミを回収し遺骨収集を行っている現状。お名前を刻銘する場所があるすぐそばで、そのような状況になっていることが非常に残念。県や財団がということではないが、県民として何か機会があればこちらについても考えてほしい。

事務局：当課において、そのような状況は把握していなかった。県庁内でも共有をさせていただきたい。

指定管理者：以前、バスが霊域内まで入っていた頃、来訪者がゴミを崖に投げ捨てていたり、地元住民が捨てていたという話がある。また市の管理区域であり、遺骨があるのは間違いないが、危険な場所でもあるので、こちら側としてどのような対応ができるのかは検討が必要。

下地(貴)委員：バリアフリーへの対応はどうか。要望や苦情はあるか。

指定管理者：財団としては自主事業として案内所で車いすの貸出を行っている。礎は段差もそれほどないので、車いすでいかれる方も結構いらっしゃる。また敷地内は緊急車両など以外は侵入できないので、園内バスを運行している。園内バスの費用負担が非常に厳しく、指定管理とは別件だが、利用者は礎への訪問者が多く、必ずしも関係がないとは言えない。平和の火まではいけませんが、バス内に車いすも積むことができる。

下地(貴)委員：調べてみると広島市がユニバーサル業務において非常に良い取り組みをしており、またそのほかでも様々な取り組みがある。是非参考に検討を進めてほしい。

事務局：引き続き検討を進めてまいります。

【答申(案)について】

答申案の作成については会長に一任、会長と事務局で案作成後、委員の承認を得たのち知事宛て答申するという事で委員全員が承認。

議事終了